

1. 補装具費支給制度について

身体障害者手帳により補装具費の支給を受けるには？

補装具費の支給を申請する時点で身体障害者手帳を所持し、判定等により補装具が必要な障害状況と認められる必要があります。

窓口と申請手続き

申請手続きは、各市町村（社会福祉事務所）窓口で行います。

補装具の判定

補装具費の支給に際して、心と体の相談センター（障害者更生相談所）の判定が必要です。補装具の種目によっては市町村の判断で支給が可能です。また、児童補装具費の支給には、原則として、指定自立支援医療機関（育成医療機関）の医師が作成した補装具費支給意見書が必要です。

児童の（18歳未満）場合、医者の意見書及び処方箋をつけて役所に申請、18歳以上の（成人扱い）場合、心と体の相談センターの判定

補装具判定の方法

判定には以下の方法があります。

1. ご本人の来所による判定（心と体の相談センター又は他の会場）

※相談（判定）は全て予約制となっております。事前にご確認ください

相談会場 場所 島根大学付属病院 県立中央病院 出雲市民リハビリテーション病院 出雲総合医療センター
東部島根医療福祉センター 西部島根医療福祉センター 浜田医療センター 益田赤十字病院 他

2. 自宅、施設等への訪問による判定

3. 文書による判定

利用者負担について

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。

ただし、世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されます。

（区分については市町村窓口にお問い合わせください）

区分	生活保護	低所得1	低所得2	一般
負担上限月額	0円	15,000円	24,600円	37,200円

平成22年4月1日より 低所得1及び低所得2区分…… 0円

市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象外となります。

補装具費は原則として償還払い（費用を全額支払った後に、限度額の範囲内でかかった費用の9割が支給される）となります。

ただし、補装具業者が市町村との間で代理受領について契約等を行っている場合は、利用者負担額を補装具業者に支払います。

（利用者差額負担金額も補装具業者に加算の上、支払います。）*決定通知書及び補装具費支給券には、利用者負担額のみが記載されています。

支払い方法については、市町村又は補装具業者にご確認ください。

補装具の個数

補装具費の支給は原則として1種目につき1個ですが、職業または教育上などで必要と認めた場合は、2個とすることができます。

補装具の耐用年数

補装具では種目や型式ごとに耐用年数（通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数）が設定されており、通常の補装具費の支給は耐用年数を過ぎてから行われます。しかし、障害状況の変化等で適合しなくなった（合わなくなつた）場合や、著しく破損し修理困難な場合は、耐用年数内でも支給が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも修理等により継続して使用可能な場合は、修理費の支給となります。

特例補装具

告示基準に定められた種目に該当するものであって、定められた名称・型式・基準構造等によることができないものは特例補装具として支給することができます。（[真に必要とするものに限る](#)。）

補装具の種類

肢体不自由

義足 装具 座位保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助杖（一本杖を除く）

肢体不自由（児童のみ）

座位保持いす 起立保持具

心臓機能障害・呼吸器機能障害

車椅子 歩行器 歩行補助杖（一本杖を除く）

肢体不自由及び音声・言語機能障害

重度障害者用意思伝達装置

視覚障害

盲人安全杖 義眼 眼鏡

聴覚障害

補聴器

* 心臓機能障害・呼吸器機能障害の方への支給は、障害により歩行に支障を及ぼす場合に限ります。

2. 補装具費支給までの流れ

1 申請

各市町村の障害福祉窓口（社会福祉事務所）にて申請の手続きをします。
身体障害者手帳、申請書、印鑑など必要な書類がありますので、あらかじめ各窓口にお問い合わせください。

2 判定

ご本人の来所による判定（心と体の相談センター又は他の会場で判定を受けます。）

1) 来所判定：支援センターまたは巡回会場（※平成20年度の日程はこちら）

2) 在宅判定

3) 書類判定

※18歳未満の方は指定の自立支援医療機関（育成医療機関）の意見書が必要です。

3 支給の決定

市町村で支給の可否を決定します。

決定通知書及び補装具費支給券が申請者に送付されます。

4 契約・製作

補装具の購入又は修理の契約を補装具業者と行います。

処方の内容により、補装具が製作されます。

車いすは2~3ヶ月作製に必要な場合があります。

5 仮合わせ・適合判定

仮合わせ・適合判定を受けます。

※仮合わせが不要の場合もあります。判定時にご確認ください。

6 納品

出来上がった補装具を受け取った後、押印した支給券を補装具業者に渡します。利用者負担金額を補装具業者へ支払います。
(償還払いの場合は、いったん全額を支払います。その領収書と支給券を市町村へ提出し、交付負担分を請求します。)

利用者負担金額……利用制度の制度の1割負担額+差額負担額